



国民健康保険被保険者の皆様へ 保険証の仕組みが変更されます！

～ 「マイナ保険証」の原則化と「資格確認書」の導入について ～

令和6年12月2日以降、国民健康保険では、現行の保険証の新たな発行を終了し、保険医療機関の受診は原則マイナ保険証を使用することになります。

なお、保険証の仕組みが変更されても、被保険者の皆様は、これまでと同じように、次のとおり安心して保険医療機関を受診できます。

● 市町村等が発行した現行の保険証は有効期限まで使用できます！

現在お持ちの市町村等（市町村、医師国保、歯科医師国保。以下同じ）が発行した保険証は、他の保険への移動などがなければ、保険証に記載されている有効期限まで使用できますので、12月2日以降も、マイナ保険証をお持ちでない方は、その保険証で保険医療機関を受診することができます。（マイナ保険証をお持ちの方も、有効期限までは市町村等が発行した保険証を使用して保険医療機関を受診することができます。）

● マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」が交付されます！

マイナ保険証を持っていない方には、現在お持ちの市町村等が発行した保険証の有効期限が到来する前に、今までの保険証と同様に無償で申請の必要なく「資格確認書※」が市町村等から交付されますので、その資格確認書を使用して今までと同じように保険医療機関を受診することができます。

※ 資格確認書は、カード型、はがき型、A4型の3種があり、市町村等で形式や記載内容が一部異なります。

● マイナ保険証の登録について

マイナ保険証には、「データに基づくより良い医療が受けられること」、「手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されること」などのメリットがあります。

登録に興味のある方は、詳細を県ホームページからご確認ください。
なお、マイナンバーカードをお持ちの方であれば、次の3つの方法で、簡単にマイナンバーカードを保険証として登録できます。

- ◎ セブン銀行 ATM から申請（セブン銀行店舗）
- ◎ マイナポータルから申請（スマホ・PC等）
- ◎ 顔認証付きカードリーダーから申請（医療機関等）

